

## 名古屋大学学童保育所保護者会会則

2013年4月26日

名称：名古屋大学学童保育所保護者会（以下、略称「保護者会」と呼ぶ）

目的：名古屋大学の子ども達が心身ともに豊かな放課後・長期休暇を過ごせるために、次の2つを目的とする。

- 1) 保護者が学童保育指導員や大学関係者などと協力し合いかつ親睦を深めることで、相互にとってより良い環境を作る。
- 2) 保護者が学童保育指導員や大学関係者などと協力し活動プログラムの開発や検討を行い、保育の質を高める。

会員：名古屋大学に在籍する児童（レギュラー会員・スポット会員の両者とも）の保護者を会員とする。

運営：保護者会は、定期的に会議を開催し、決議を必要とする案件については、保護者会に参加した全員（委任状も含む）の過半数の賛成を必要とする。会議にはレギュラー会員は全員参加、スポット会員は自由参加とする。

役員：会長1名、副会長1名、書記1名

役員任期：4月初めより3月末日までの1年間とし、毎年3月に次年度の役員を会議で決定する。役員に欠員が生じた場合は、次の保護者会会議で選出する。

連絡名簿：緊急時の連絡及び会員の親睦のために会員の連絡名簿とメーリングリストを保護者会で作成する。（名簿の管理は、保護者会及び個々の会員とも取扱いに注意する）

会則の変更：会則の変更は、レギュラー会員の2/3の同意を必要とする。